1 業務名称

令和4年度 仙台市業務改革 (BPR) 支援業務委託 (以下「本業務」という。)

2 業務の目的

本市では、市民ニーズが多様化する一方、経営資源が大幅に制約される中においても、持続可能な行財政運営と豊かな市民生活を実現するため、デジタル技術の積極的な活用を前提に、共通事務の集約化、業務手順や処理方法の見直しなど、業務プロセスの標準化や最適化を図る業務改革 (BPR) を推進していくこととしている。

本業務では、現在の業務量や業務遂行における課題を把握し、業務の効率化に向けた検討・分析を行い、改善施策の提案及び移行計画の作成等を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 11 月 30 日まで

4 履行場所

本市が指定する場所

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもと業務を実施すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗等について、定期的に市へ報告を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託する時は、あらかじめ市の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務内容

(1) 業務の企画

本市と協議のうえ、本業務の具体的な実施方法やスケジュール等を企画する。

(2) 業務分析

本市が指定する業務について、担当課へのヒアリング等を実施し、業務プロセスや工数(必要となる時間や人員等)の可視化を行い、業務遂行上の問題点・課題点を抽出する。

(3) 改善施策(案)の検討

業務分析の結果等を踏まえ、以下の視点から問題点・課題等を分析し改善施策を検討する。 (検討の視点)

- ・事務事業の遂行の流れ(業務プロセス)
- ・事務事業の執行体制 (人員配置等)
- ・事務事業の適正な担い手(業務集約化・外部委託・ICT活用可能性等)
 - ※BPR による効果の最大化に向け、次年度以降の展開も見据え、本業務委託で指定する業務に限らず、同一のシステムにより処理を行うその他の業務等の効率化についても可能な範囲で検討を行うこと。
- ・時間外勤務発生の要因 等
- (4) 新業務プロセスの定義・移行計画等の作成

改善施策について、以下の視点から優先順位付けを行い、それぞれに新たな業務プロセス の定義を行うとともに、改善施策の実施に向けた移行計画等を作成する。

(優先順位付けの視点)

- ・他都市による取組実績
- ・費用対効果(※検証方法についても具体的に示すこと)
- ・市民サービス(利便性)への影響 等

(5) 業務報告書の作成

本業務の検討結果として、調査やヒアリング等の業務分析による業務量・プロセス等の可 視化の結果、問題点・課題、改善施策、改善施策実施に係る費用と実施後の効果、新たな 業務プロセスと移行計画等を取りまとめた報告書を作成する。

また、検討結果を端的に説明し得る概要版を作成する。

(6) 業務遂行に必要な書類等

受注者は、本業務の遂行にあたり必要と判断した資料(業務マニュアル等)について、仙台市に対し提供を要請することができる。仙台市は、受注者から要請があった資料について、可能なものを受注者に提供することとする。

7 対象課及び対象業務

次の課の業務を対象とする。

所管課	業務名	
教育局学事課	就学援助業務	
秋日 河丁 事味	(特別支援教育就学奨励費を含む)	
健康福祉局障害者総合支援センター 各区障害高齢課	指定難病医療費助成業務	
健康福祉局精神保健福祉総合センター 各区障害高齢課	自立支援医療(精神通院)業務 (精神保健福祉手帳を含む)	

※各業務の概要については、以下(仙台市 HP)を参照。

(就学援助業務)

http://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/enjo.html

(指定難病医療費助成業務)

https://www.city.sendai.jp/shogai-nanbyo/sitenanbyo/iryohizyoseseido.html

(自立支援医療(精神通院)業務))

http://www.city.sendai.jp/seshin-kanri/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/sodan/seshinhoken/heartport/jiritsushien/tetsuzuki/index.html

8 実施期間の目安

「6 業務内容」の実施に向け、本市で想定する業務工程とスケジュールを参考に記載すると 次のとおりである。

	就学援助	指定難病医療費助成	自立支援医療(精神通院)
6月			○業務分析 (※ヒアリング等)
7月			○改善施策検討 ○新業務プロセスの定義
8月	○業務分析 (※ヒアリング等)		○報告書作成・提出
9月	○改善施策検討 ○新業務プロセスの定義		
10 月	○報告書作成・提出	○業務分析 (※ヒアリング等)	
11月		○改善施策検討○新業務プロセスの定義○報告書作成・提出	

※ヒアリングの実施については、受託者において、内容及び範囲等を十分に整理のうえ、必要 最小限とすること。また、各区へのヒアリングについては、仙台市と協議のうえ、1~2 区 に限定して実施することとする(ヒアリング等により整理した内容については、別途、全区 が確認する期間を設ける予定としている)。

9 成果物

- (1) 上記のスケジュールを参考に、完了した業務から所定の業務完了届及び成果品を提出し、本市の検査を受けること。検査において、本市から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正すること。
- (2) 業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市の指示に従いこれを是正すること。
- (3) 本業務における成果品は以下のとおりとし、業務単位で作成・提出すること。
 - ①令和4年度 仙台市業務改革 (BPR) 支援業務実施報告書 (2部)
 - ②令和 4 年度 仙台市業務改革 (BPR) 支援業務実施報告書概要版 (2部)
 - ③その他、業務実施に関連する資料(一式)
 - ④上記における電子データ (一式 (CD-R))

10 支払い

市は、全ての委託業務の完了を確認後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

11 その他

- (1) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、 複写等をしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が生じた場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに市に報告し、最善の処置を行わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたっては、仙台市個人情報保護条例(平成 16 年 12 月 17 日 条例第 49 号)を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。